

短答 Spread Sheet No. 1

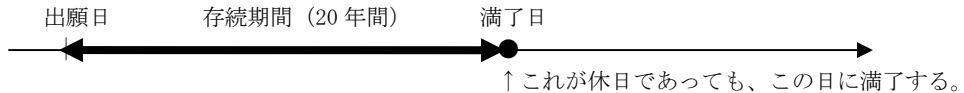
■ 3 条

Step 1

H29-14-3

3 特許権の存続期間は、その期間の末日が行政機関の休日である場合には、その日の翌日をもってその期間の末日となる。

3 × 特3条2項（末日休日の取扱い）の適用なし（H21-55-4と同様の問題）



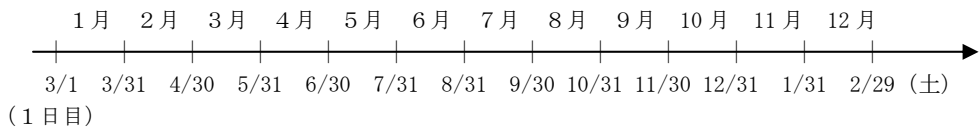
Step 2

H16-1-(ハ)…H30.6.9 施行の特許法 30 条に対応

(ハ) 学術団体が開催する研究集会の予稿集が、2019年2月28日（木曜日）に発行された。この場合、発明の新規性の喪失の例外（特許法第30条第2項）の規定の適用を受けるためには、2020年2月28日（金曜日）までに特許出願をしなければならない。

(ハ) × 特3条1項1号本文、2号第1文、特30条2項

特30条2項の適用を受けるには公知日から1年以内に出願する必要がある（同項）。また、初日不算入の原則（特3条1項1号本文）より、起算日は3月1日となる。暦に従って計算すると（同項2号第1文）、2020年（閏年）2月29日（土）が期間の末日となるが、当該末日が休日なので、2020年3月2日（月）まで延長される（特3条2項）。よって、本枝は誤り。



Step 3

H20-60

4 平成11年2月24日（水曜日）に特許権の設定の登録がされ、特許権の存続期間の延長登録がないとした場合における当該特許権の存続期間の満了の日が平成20年1月24日（木曜日）である特許について、特許権の存続期間の延長登録をすべき旨の査定（延長の期間は5年）の謄本が平成21年1月23日（金曜日）に送達された。この場合、特許料は2年分を一時に納付しなければならない。ただし、特許料の追納は考慮しないものとする。

4 × 特108条2項但書

設定登録日が H11.2.24 で、満了日が H20.1.24 ということは、①H11.2.24～H12.2.24、②H12.2.24～H13.2.24、③H13.2.24～H14.2.24、④H14.2.24～H15.2.24、⑤H15.2.24～H16.2.24、⑥H16.2.24～H17.2.24、⑦H17.2.24～H18.2.24、⑧H18.2.24～H19.2.24、⑨H19.2.24～H20.2.24、つまり、第9年目の途中で存続期間が満了するということである（第9年分まで納付していることが分かる）。

また、特67条4項延長出願の延長登録査定謄本が H21.1.23 に送達されているので、第10年分（⑩H20.2.24～H21.2.24）を謄本送達日から30日以内、即ち、H21.2.22までに納付しなければならない（特108条2項但書）。さらに、第11年分（⑪H21.2.24～H22.2.24）を H21.2.24 までに納付しなければならない（特108条2項本文）。つまり、第10年分と第11年分を一時に納付しなければならないわけではない。よって、「この場合、特許料は2年分を一時に納付しなければならない。」とする本枝は、誤り。

